

○御殿場市簡易水道給水条例

平成10年3月10日

条例第20号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 給水装置工事及び費用（第5条—第12条）
- 第3章 給水（第13条—第22条）
- 第4章 料金、加入金、手数料及び工事負担金（第23条—第32条）
- 第5章 管理（第33条—第38条）
- 第6章 資格基準等（第39条—第41条）
- 第7章 専用水道（第42条—第48条）
- 第8章 貯水槽水道（第49条・第50条）
- 第9章 補則（第51条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）その他法令に定めるもののほか、本市が設置する簡易水道の給水について、必要な事項を定める。

（一部改正〔平成11年条例18号〕）

（名称及び給水区域）

第2条 簡易水道の名称及び給水区域は、御殿場市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年御殿場市条例第38号）第2条第3項第1号に定めるところによる。

（一部改正〔令和元年条例11号〕）

（給水装置の定義）

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために市長が布設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置の種類は、次のとおりとする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1か所で専用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸又は2か所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の規定による国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、あらかじめ市長に申し込み、承認を受けなければならない。

2 前項の申込みに当たり、市長が必要と認めるときは、利害関係人の同意又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。

(一部改正〔平成12年条例42号・令和5年26号〕)

(工事の費用負担)

第6条 給水装置工事に要する費用は、当該工事を必要とする者の負担とする。ただし、市長が特に必要があると認めたものについては、この限りでない。

(工事の施行)

第7条 給水装置工事は、市長又は法第16条の2第1項の規定により市長が指定した者（以下「指定工事業者」という。）が施行する。

2 前項の指定工事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣工後に市長の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により市長が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書、承諾書及び誓約書の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 市長は、指定工事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出)

第9条 市長が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。

(1) 材料費

(2) 運搬費

(3) 労力費

(4) 路面復旧費

(5) 諸経費

2 市長は前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成26年条例8号・令和元年7号〕)

(工事費の予納)

第10条 市長に給水装置工事を申し込む者は、設計によって算出した当該工事の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、市長が、その必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費は、工事竣工後に精算する。

(給水装置の変更等の工事)

第11条 市長は、配水管の移転その他特別な理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

2 前項の場合において、工事に要する費用は、原因者の負担とする。

(第三者の異議についての責任)

第12条 給水装置の設置又は管理に関し、利害関係人その他の者から異議の申立てがなされたときは、給水装置工事申込者の責任とする。

(一部改正〔平成31年条例3号〕)

第3章 給水

(給水の原則)

第13条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止により損害を生ずることがあっても、市は、その責任を負わない。

(給水契約の申込み)

第14条 水道を使用しようとする者は、あらかじめ、市長に申込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第15条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は市長が必要と認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する者を代理人として定め、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の代理人を適当でないとしたときは、これを変更させることができる。
(管理人の選定)

第16条 共同住宅の所有者又は経営者が、その共同住宅内に居住しない場合その他の場合で市長が必要と認めたときは、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の管理人を不適当としたときは、変更させることができる。
(メーターの設置等)

第17条 市の水道メーター（以下「メーター」という。）は、市長が給水装置に設置し、その位置を定める。

2 使用水量は、メーターにより計量する。ただし、市長が、その必要がないとしたときは、この限りでない。

3 市長は、使用水量を計量するために特に必要があるとしたときは、受水槽以下の装置にメーターを設置することができる。

(メーターの貸与及び管理)

第18条 メーターは、市長が貸与して、水道の利用者又は代理人、管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）に保管させる。

2 水道利用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 水道利用者等が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又は毀損した場合はその損害額を弁償しなければならない。

4 市長は、メーターの位置が管理上不適当となったときは、水道利用者等の負担において、これを変更し、改善させることができる。

(一部改正〔平成31年条例3号〕)

(水道の使用休止、変更等の届出)

第19条 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(1) 水道の使用を休止するとき。

(2) 給水装置を廃止するとき。

(3) メーターの口径又は用途を変更するとき。

(4) 消防の演習に水道を使用するとき。

2 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出な

ればならない。

(1) 水道使用者等の届出事項に変更があったとき。

(2) 消防用として水道を使用したとき。

(消火栓の使用)

第20条 消火栓は、消防又は消防の演習以外に使用してはならない。

(水道使用者等の管理上の責任)

第21条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないように、給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 前項の場合において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第22条 市長は、水道使用者等から給水装置又は供給する水の水質について、検査の請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金、加入金、手数料及び工事負担金

(料金の支払義務)

第23条 簡易水道料金（以下「料金」という。）は、水道の利用者から徴収する。

(料金)

第24条 料金は、1月につき別表第1の基本料金と従量料金との合計額とする。

2 前項の規定による料金の算定に当たり、次に掲げる金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(1) 2月分の料金を合計した金額

(2) 第27条第2項の場合における随時の徴収に係る当該料金の金額

(一部改正〔平成26年条例8号・令和元年7号・5年26号〕)

(料金の算定)

第25条 料金は、隔月ごとにメーターの点検を行い計量した使用水量を各月均等に給水したものとみなし、前条の規定により算定する。

(使用水量の認定)

第26条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

(1) メーターに異常があったとき。

(2) 使用水量が不明のとき。

(3) その他特別の事情があるとき。

(料金算定の特例)

第 27 条 水道の使用の休止又は給水装置の廃止の届出がないときは、使用水量がない場合であっても基本料金を徴収する。

2 月の中途において水道の使用を開始し、休止し、又は給水装置を廃止した場合の料金は、1 月とみなし算定する。ただし、使用日数が 15 日を超えないときは、基本料金のみ半額とする。

3 月の中途においてメーターの口径に変更があった場合の料金は、変更前の口径により算定する。

(一部改正〔平成 31 年条例 3 号〕)

(料金の徴収方法)

第 28 条 料金は、納入通知書により隔月に 2 月分をまとめて徴収する。ただし、月の中途において水道の使用を休止し、又は給水装置を廃止した場合の料金は、その都度徴収する。

(加入金)

第 29 条 給水装置の新設又は改造工事(メーターの口径を増やす場合に限る。以下同じ。)の申込者は、次の各号に定める額を加入金として納入しなければならない。

(1) 新設工事 メーターの口径に応じ別表第 2 に掲げる額

(2) 改造工事 改造後のメーターの口径に対応する別表第 2 に規定する額から、改造前のメーターの口径に対応する別表第 2 に規定する額を控除した額

2 共同住宅に設置する給水装置の新設及び増設工事(共同住宅の戸数が増加したため必要になったものに限る。)の申込者は、次の各号に定める額に 100 分の 110 を乗じて得た金額を加入金として納入しなければならない。

(1) 新設工事 当該共同住宅の戸数に別表第 2 に定めるメーターの口径に対応する額を乗じて得た額

(2) 増設工事 当該共同住宅の増加戸数に別表第 2 に定めるメーターの口径に対応する額を乗じて得た額

3 受水槽及びこれに直結する給水装置から新たに給水を受けようとする者は、第 1 項第 1 号の規定により加入金を納入しなければならない。

4 加入金は、第 10 条第 1 項の規定による概算額と同時に納入しなければならない。

5 既納の加入金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(一部改正〔平成 26 年条例 8 号・令和元年 7 号・5 年 26 号〕)

(手数料)

第 30 条 手数料の種類及び額は、別表第 3 のとおりとし、申込者から徴収する。

(工事負担金)

第 31 条 市長は、宅地の造成等による新たな給水の申込みに応ずるため、計画外の水道施設を設置する場合は、その原因者及び当該施設から給水を受ける者から工事負担金を徴収することができる。

2 前項の工事負担金の額は、市長が別に定める。

3 工事負担金は、前納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

4 既納の工事負担金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(料金等の減額又は免除)

第 32 条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納入しなければならない料金、加入金、手数料その他の費用を減額又は免除することができる。

第 5 章 管理

(給水装置の検査等)

第 33 条 市長は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第 34 条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）第 6 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定工事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(一部改正〔平成 12 年条例 42 号・31 年 3 号・令和元年 12 号・5 年 26 号〕)

(給水の停止)

第 35 条 市長は、水道使用者等が、次の各号のいずれかに該当するときは、その理由が継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道使用者等が第 9 条の工事費、第 21 条第 2 項の修繕に要する費用、第 24 条の

料金、第 30 条の手数料その他この条例に規定する額を指定期限内に納入しないとき。

(2) 水道使用者等が正当な理由がなく、第 25 条の使用水量の計量又は第 33 条の給水装置の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水装置を、汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第 36 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水装置の所有者が、90 日以上所在不明であり、かつ、給水装置の使用者がいないとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態であって、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(過料)

第 37 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5 万円以下の過料を科することができる。

(1) 第 5 条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第 16 条の 2 第 3 項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者

(2) 正当な理由がなく、第 11 条の給水装置の変更の工事施行、第 17 条のメーターの設置、第 25 条の使用水量の計量、第 33 条の検査及び第 34 条、第 35 条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第 21 条の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(4) みだりに消火栓、止水栓、制水弁等を開閉した者

(一部改正〔平成 12 年条例 42 号・令和 5 年 26 号〕)

(料金等を免れた者に対する過料)

第 38 条 市長は、詐欺その他の不正な行為によって第 24 条の料金、第 29 条の加入金、第 30 条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料を科することができる。

(一部改正〔平成 12 年条例 8 号〕)

第 6 章 資格基準等

(追加〔平成 24 年条例 28 号〕)

(技術者を配置する工事)

第 39 条 法第 12 条第 1 項の条例で定める水道の布設工事は、法第 3 条第 8 項に規定する水道施設の新設又は次の各号に掲げる工事とする。

- (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈殿池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(追加〔平成24年条例28号〕、一部改正〔平成31年条例3号〕)

(技術者の資格)

第40条 法第12条第2項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第1号又は第2号に規定する課程及び学科目を修めて卒業した者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号により卒業した者にあっては6月以上、第2号により卒業した者にあっては1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(追加〔平成24年条例28号〕、一部改正〔平成31年条例3号〕)

(水道技術管理者の資格)

第41条 法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条の規定による簡易水道の布設工事の技術者たる資格を有する者
- (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については3年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）については3年6月以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、前条第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
(追加〔平成24年条例28号〕、一部改正〔平成31年条例3号〕)

第7章 専用水道

(追加〔平成24年条例28号〕)

(適合確認)

第42条 法第3条第6項に規定する専用水道（以下「専用水道」という。）の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が法第5条に規定する施設基準に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければならない。

(追加〔平成24年条例28号〕)

(確認の申請等)

第43条 前条の確認の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別

に定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 専用水道の設置者は、前項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(追加〔平成24年条例28号〕)

(確認の通知)

第44条 市長は、前条第1項の申請を受理した場合において、当該工事の設計が法第5条に規定する施設基準に適合するか否かを確認したときは、市長が別に定めるところにより、申請者にその旨を書面で通知するものとする。

(追加〔平成24年条例28号〕)

(給水開始の届出及び検査)

第45条 専用水道の設置者は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その新設、増設又は改造に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、市長が別に定めるところにより、あらかじめ市長に届出を行い、かつ、次の各号に掲げる検査を行わなければならない。

(1) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「施行規則」という。）第10条に規定する水質検査

(2) 施行規則第11条に規定する施設検査

(追加〔平成24年条例28号〕)

(改善の指示等)

第46条 市長は、専用水道（第42条に規定する確認をしたものをいう。以下同じ。）について、当該水道施設が法第5条に規定する施設基準に適合しなくなったと認め、かつ、利用者の健康を守るため緊急に必要があると認めるときは、当該専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該施設を改善すべき旨を指示することができる。

2 市長は、専用水道について、水道技術管理者がその職務を怠り、警告を発したにもかかわらずなお継続して職務を怠ったときは、当該専用水道の設置者に対して、水道技術管理者を変更すべきことを勧告することができる。

3 市長は、法第3条第7項に規定する簡易専用水道（以下「簡易専用水道」という。）の管理が施行規則第55条に規定する基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示することができる。

(追加〔平成24年条例28号〕)

(給水停止命令)

第47条 市長は、専用水道又は簡易専用水道の設置者が、前条第1項又は第3項の規定

による指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。前条第２項の規定による勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。

（追加〔平成２４年条例２８号〕）

（報告の徴収及び立入検査）

第４８条 市長は、専用水道の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、専用水道の設置者から工事の施工状況若しくは専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施工状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

２ 市長は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして簡易専用水道の用に供する施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

（追加〔平成２４年条例２８号〕）

第８章 貯水槽水道

（追加〔平成１５年条例１３号〕、一部改正〔平成２４年条例２８号〕）

（市の責務）

第４９条 市長は、法第１４条第２項第５号に定める貯水槽水道（以下「貯水槽水道」という。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

２ 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

（追加〔平成１５年条例１３号〕、一部改正〔平成２４年条例２８号〕）

（設置者の責務）

第５０条 貯水槽水道のうち簡易専用水道の設置者は、法第３４条の２の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

２ 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

（追加〔平成１５年条例１３号〕、一部改正〔平成２４年条例２８号〕）

第9章 補則

(一部改正〔平成15年条例13号・24年28号〕)

(委任)

第51条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(一部改正〔平成15年条例13号・24年28号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(御殿場市簡易水道給水条例の廃止)

2 御殿場市簡易水道給水条例(平成元年御殿場市条例第38号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(処分等に関する経過措置)

3 この条例施行の際、旧条例によってなされた承認、検査その他の処分又は申込み、届出等については、それぞれこの条例の規定によりなされたものとみなす。

(料金に関する経過措置)

4 平成26年4月1日(以下「適用日」という。)前から継続して簡易水道を使用している者に係る料金であつて、適用日から平成26年4月30日までの間に料金の額が確定するもの(適用日以後初めて料金の額が確定する日が同月30日後であるもの(以下「特定料金」という。))にあつては、当該確定したもののうち、次項で定める部分(以下「消費税率」という。))に係る消費税率(消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税率をいう。)及び地方消費税率(地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税率をいう。)(以下「消費税率等」という。))については、なお従前の例による。

(追加〔平成26年条例8号〕)

5 前項に規定する特定料金のうち、なお従前のおりの消費税率等を適用する部分は、同項に規定する特定料金のうち、適用日以後初めて確定する料金の額を前回確定日(その直前の料金の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から適用日以後初めて料金の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成26年4月30日までの間の月数を乗じて得た額に係る部分とする。

(追加〔平成26年条例8号〕)

6 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

(追加〔平成26年条例8号〕)

附 則（平成 11 年 6 月 18 日条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 10 日条例第 8 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 12 月 14 日条例第 42 号）

この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 6 日条例第 13 号）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 17 日条例第 28 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 5 章の次に 2 章を加える改正規定（第 7 章に係る部分に限る。）は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 6 日条例第 8 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から施行する。（後略）

附 則（平成 31 年 3 月 7 日条例第 3 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 17 日条例第 7 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（使用料又は利用料金に係る経過措置）

- 2 この条例による改正後の料金の規定は、この条例の施行の日以後の使用又は利用に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前の利用に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

（簡易水道、上水道、公共下水道、農業集落排水処理施設、公設浄化槽及び工業用水道の料金又は使用料に係る経過措置）

- 5 令和元年 10 月 1 日（以下「適用日」という。）前から簡易水道、上水道、公共下水道及び農業集落排水処理施設を使用している者に係る料金又は使用料（以下「料金等」という。）であって、適用日から令和元年 10 月 31 日までの間に料金等の額が確定するもの（適用日以降初めて料金等の額が確定する日が同月 31 日後であるもの（以下「特定料金等」という。）にあっては、当該確定したもののうち、次項で定める部分をいう。）に係る消費税率（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 29 条に規定する消費税の税率をいう。）及び地方消費税率（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の

８３に規定する地方消費税の税率をいう。）（以下「消費税率等」という。）については、なお従前の例による。

６ 前項に規定する特定料金等のうち、なお従前のおりの料金等を適用する部分は、同項に規定する特定料金等のうち、適用日以後初めて確定する料金等の額を前回確定日（その直前の料金等が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から適用日以後初めて料金等の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から令和元年１０月３１日までの間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。

７ 前項の月数は、暦に従って計算し、１月に満たない端数が生じたときは、これを１月とする。

附 則（令和元年９月１７日条例第１１号抄）

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和元年９月１７日条例第１２号）

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和５年１１月３０日条例第２６号）

この条例は、次の各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 前号以外の改正規定 令和６年４月１日

別表第１（第２４条関係）

（一部改正〔令和５年条例２６号〕）

料金表

メーターの口径	基本水量	基本料金	従量料金
１３mm	１０m ^３ まで	７４８円	１０m ^３ を超える分１m ^３ につき８８円
２０mm		１，０５６円	
２５mm		１，４３０円	１０m ^３ を超える分１m ^３ につき１１０円
３０mm		３，５２０円	
４０mm		５，１７０円	１０m ^３ を超える分１m ^３ につき１５４円
５０mm		８，８００円	
７５mm		１９，８００円	

別表第２（第２９条関係）

（一部改正〔令和５年条例２６号〕）

加入金

メーターの口径	金額
１３mm	３９，６００円

2 0 mm	9 9 , 0 0 0 円
2 5 mm	1 9 8 , 0 0 0 円
3 0 mm	3 9 6 , 0 0 0 円
4 0 mm	6 9 3 , 0 0 0 円
5 0 mm	1 , 2 8 7 , 0 0 0 円
7 5 mm以上	市長が定める額

別表第 3 （第 3 0 条関係）

（一部改正〔令和元年条例 1 2 号〕）

手数料

種類	金額（1 件につき）
設計審査及び工事検査手数料	3 , 0 0 0 円
給水装置工事業者指定手数料	1 0 , 0 0 0 円
給水装置工事業者更新手数料	1 0 , 0 0 0 円
給水装置工事業者証再交付手数料	1 , 0 0 0 円
各種証明手数料	3 0 0 円